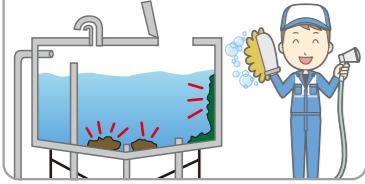


貯水槽水道の定期的な清掃と水質検査を行いましょう!

ビル・マンション等の建物で、水道局から供給される水をいったん受水槽に受けたのち利用者に給水する施設については、「貯水槽水道」と水道法で定義されており、貯水槽水道の管理責任は設置者(建物の所有者等)にあります。
●受水槽の有効容量が10m³を超える「簡易専用水道」の設置者は、管理状況の検査受検が義務付けられています。
●受水槽の有効容量が10m³以下の「小規模貯水槽水道」の設置者に対しても、管理責任が求められています。定期的な清掃と水質検査を行いましょう。

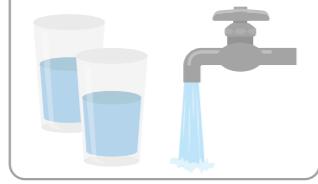
水槽の清掃と水質検査

水槽は1年以内に1回、専門業者に依頼するなど、定期的に清掃し、色・濁り・臭い・残留塩素測定などを行いましょう。



水槽の管理

蛇口から給水し、濁りなどの異常があったときは、必要な水質検査を行い、安全確認をしてください。



施設の点検

受水槽室や受水槽設備(マンホールのふた等)の施錠や亀裂の有無、防虫網の設置など水槽の状態や周囲の状況の点検を行いましょう。



給水装置の工事を行う際には

お問い合わせ先 ➡ サービス課 ☎ 24-3165

給水装置工事は国家資格を有した技術者がいる、給水工事指定店でなければ工事はできません。

無資格の業者が工事を行うと、重大な事故につながる恐れがあります。他都市では、水道本管に異物等が流入し付近住民に健康被害を及ぼす事故が発生しており、工事を行った(依頼した)人が責任を問われる場合もあります。

このような事故を防止するためにも、給水工事(軽微な変更を含む)を行う際には、給水工事指定店をご利用いただくようお願いいたします。

お問い合わせ先 ➡ サービス課 ☎ 24-3165

下水道事業受益者負担金の対象等について

公共下水道が整備された地域は、衛生的で快適な生活環境になり、土地の利用も促進され、その価値も増加します。こうした土地の所有者は、快適な生活環境や資産価値の増加という利益を受けますので、その利益をもたらした下水道整備の費用の一部をご負担いただくのが下水道事業受益者負担金です。

受益者負担金を納めていただく方を「受益者」といいます。「受益者」となる方は、公共下水道が整備され、受益者負担金を負担していただく区域(賦課対象区域)として公告された区域の土地の所有者です。空地や駐車場、公共用地なども負担金の対象となります。また、下水道利用の有無にかかわらず、受益者負担金はかかります。

受益者負担金の額は、土地1平方メートルあたりの単位負担金額に、対象土地の面積を乗じて得た額となります。受益者負担金は、国の指導により「下水道建設のための総事業費の3分の1から5分の1が適当」とされ、本市ではこの5分の1を採用して、昭和57年の第2負担区の設定時に算出した単位負担金額370円/m²を、その後の負担区の設定時にも据え置きしてご負担いただいております。

<負担金額計算例> 対象の土地面積が230平方メートルの場合
230m² × 370円 = 85,100円



受益者負担金は、税金とは異なり1度だけご負担いただくものです。

納入は、5年間で10回に分割して(各年6月と12月)納めていただきます。

下水道事業受益者負担金は、快適な生活環境を創る公共下水道の整備を推進するための貴重な財源です。納入につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

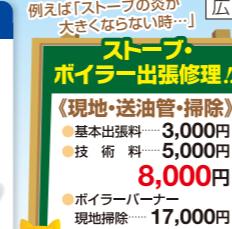
お問い合わせ先 ➡ 料金課 ☎ 24-3125



ストーブ・ボイラーお取り替え!!



効率よく、省エネにピッタリ!!



お問い合わせ
ご注文は

暖房機・給湯機の販売・
整備専門店

(石油機器技術管理資格者)

169,000円

暖房機・給湯機の販売・
整備専門店

(石油機器技術管理資格者)

235,000円

暖房機・給湯機の販売・
整備専門店

(石油機器技術管理資格者)

115,000円

205,000円

235,000円

本紙に関するご意見・ご感想を水道局総務課までお寄せください。

TEL:24-3160 FAX:25-9500 E-mail:suido_info@city.asahikawa.hokkaido.jp

TEL:24-3160 FAX:25-9500 E-mail:suido_info@city.asahikawa.hokkaido.jp

こんにちは 水道局です

旭川市水道局 ☎ 070-8541 旭川市上常盤町1丁目

■お客様センター ☎ 24-3163

旭川市水道局

検索



旭川市水道のマスコット
「水道ぼうや」

旭川市下水道のマスコット
「カシタくん」

■ホームページ



■ツイッター



第50号
平成29年11月
旭川市水道局

～おかげさまで発行第50号を迎えました～

水道局広報紙「こんにちは水道局です」は、平成11年11月に第1号を発行して以来、このたび第50号を迎えました。この間、本格的な維持・管理の時代を迎え、一方では人口減少などにより料金収入の増加が見込めないなど、水道・下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

このような中、今後も安全でおいしい水や快適な生活環境の提供を継続していくため、両事業の現状を皆さんに知っていただき、興味を持っていただけるような情報をお届けしていきますので、これからも「こんにちは水道局です」をご愛読ください。



(第1号)



施設見学バスツアー

①石狩川浄水場・春光台配水場・下水処理センター

水道局では、7月26日(水)と10月1日(日)に施設見学バスツアーを実施し、水道水が蛇口に届くまでの浄水の仕組みや、使った水をきれいにして自然に戻すまでの下水処理の仕組みを目で見て体験していただきました。

このツアーは、普段なかなか見ることのできない水道局の施設を見学することにより、身近で暮らしに欠かすことのできない水道・下水道についての理解を深めていただくことを目的として実施しています。

ご参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました。



(春光台配水場)



(石狩川浄水場)



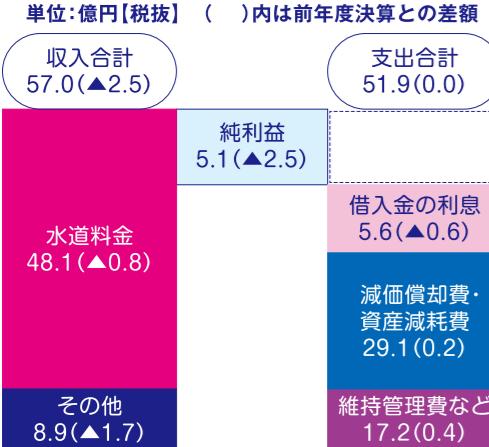
(下水処理センター「バナナ館」)

お問い合わせ先 ➡ 総務課 ☎ 24-3160

平成28年度の水道事業の決算がまとめました

水道事業の決算について、収入の柱である水道料金は前年度と比べて、約8千万円減少しました。一方、支出については、借入金の利息の軽減に努めながら古くなった水道管の取替や浄水場などの整備を行いました。

水道水をお届けするための収入と支出 (収益的収支)

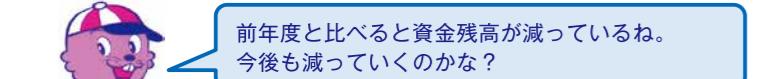


約5億円の純利益で、黒字だよ。
でも、人口減少などで水道料金が減っているから、
前年度より純利益も減っているんだ。

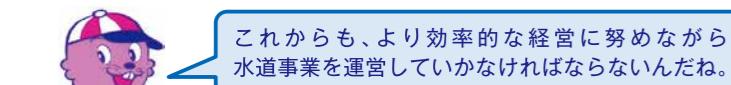
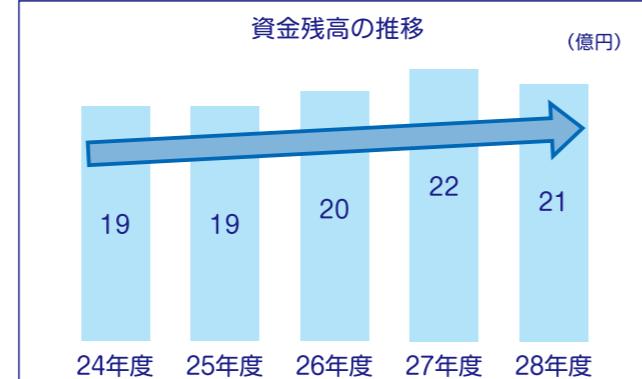
平成28年度に実施した主な事業

- 水道管の更新 11億638万9千円
皆さまに安全に水道水をお届けするため、また、作った水道水を無駄にしないために、古くなつた水道管を、地震に強い水道管に取り替えました。
- 浄水場の整備 2億9,565万9千円
石狩川浄水場の浄水機械操作や場内監視を行う設備などを更新しました。

● ほぼ前年度並みの資金残高を維持しました



前年度と比べると資金残高が減っているね。
今後も減っていくのかな?

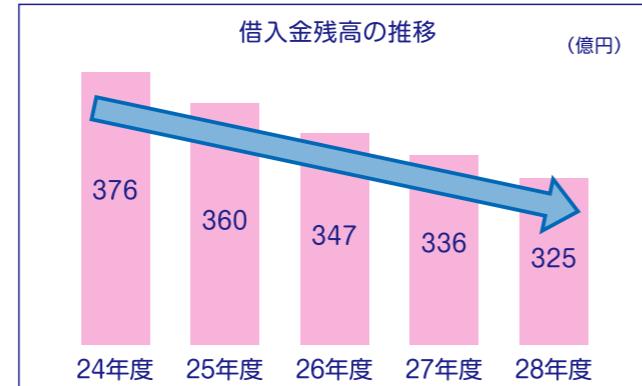


これからも、より効率的な経営に努めながら
水道事業を運営していくなければならないんだね。

● 借入金残高は約325億円に減少しました



前年度より約11億円減ったんだよ。
今後も古くなつた水道管の取替や施設の更新に備える
ため、借入金の残高を減らすように努力しているんだよ。

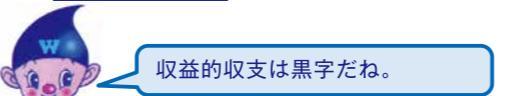
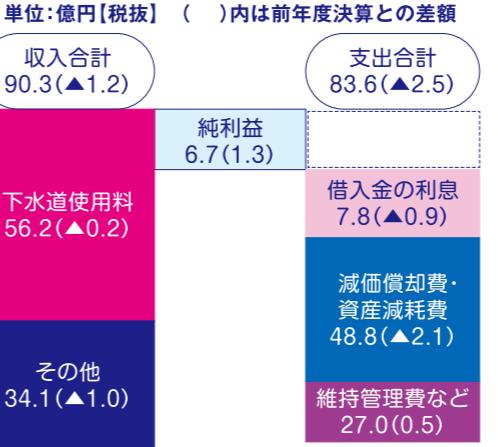


平成28年度の下水道事業の決算がまとめました

下水道事業の決算について、収入の柱である下水道使用料は前年度と比べて、約2千万円減少しました。

一方、支出については、計画的な施設整備に努め、下水道管や処理場などの整備を行いました。

下水を処理するための収入と支出 (収益的収支)



6.7億円の純利益で、黒字だよ。
人口減少などで下水道使用料が減ったけど、借入金の
利息が減って、支出が抑えられたから黒字になったよ。

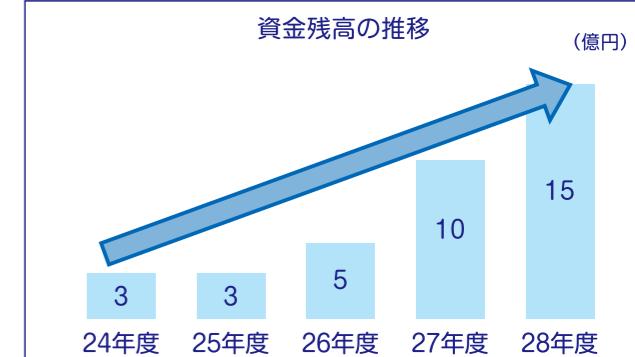
平成28年度に実施した主な事業

- 下水道管の整備 3億5,993万9千円
皆さまの家庭から出た生活排水を下水処理センターまで送る「汚水管」と雨水を川に流す「雨水管」を整備しました。
- 下水処理場・ポンプ場の整備 5億5,434万2千円
下水処理センターに送られてきた生活排水を処理する設備などを更新しました。

● 資金残高は約15億円に増加しました



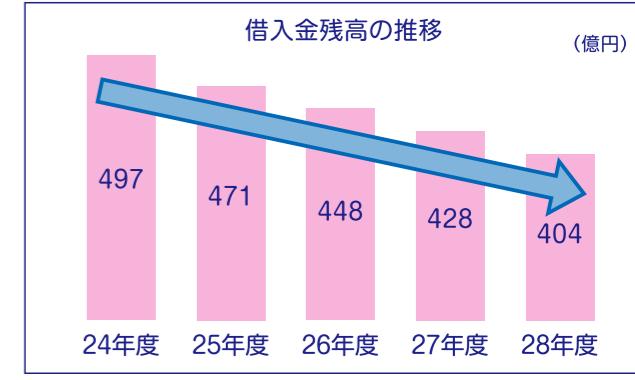
資金残高は平成26年度から増え続け、平成28年度は
さらに約5億円増えたよ。
だけど、下水道使用料は減っていくだろうし、施設整備
の費用もたくさんかかるから、これからの資金残高は
減っていくと見込んでいるよ。



● 借入金残高は約404億円に減少しました



前年度より約24億円減ったんだよ。
借入金の返済が経営の負担になっているから、計画的に
施設を更新することで、借入金の残高を減らすよう努力
しているんだよ。



詳しくは旭川市水道局ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 経営企画課 ☎24-3170